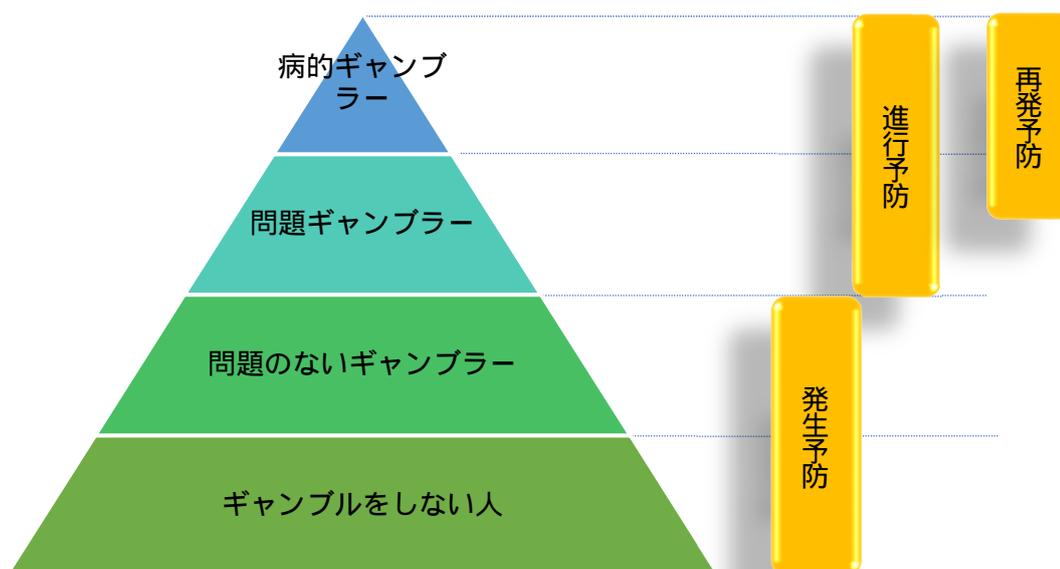


第2章 基本的な考え方

1 基本理念

- (1) 精神疾患に位置づけられる「病的ギャンブラー¹」だけでなく、日常生活に問題が生じているレベルの「問題ギャンブラー」、さらには問題のないギャンブラーやギャンブルをしない一般県民も対象に、予防的な対策や進行予防、回復支援を適切に組み合わせた対策を実施します。

【イメージ図】 問題の程度に応じた対策



- (2) ギャンブル等依存症の回復に向けた直接的な支援だけでなく、本人や家族の生きづらさを理解し、日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように総合的な支援を行います。
- (3) 多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮を行います。また、他の精神疾患、経済・雇用問題、家庭問題などギャンブル等依存症の背景となっている問題に関する施策とも有機的な連携を図ります。

1 病的ギャンブラーとは、「病的賭博」「ギャンブル障害」の診断基準に該当する者

2 基本的な方向性

(1)正しい知識の普及及び不適切なギャンブル等を防止する社会づくり

ギャンブル等依存症が「誰でもなり得る」状態であり、適切な支援や治療により「回復できる」ことを周知するとともに、その背景にある問題及びギャンブル等依存症に関連して生じる問題等について正しく理解するとともに、不適切なギャンブル等を防ぎ、ギャンブル等と適切に付き合うための教育・啓発等の取組を推進します。

(2)誰もが相談できる相談場所と必要な支援につなげる相談支援体制づくり

県長崎こども・女性・障害者支援センターをギャンブル等依存症に関する相談拠点とし、ギャンブル等依存症に関連して生じる児童虐待やDVの相談窓口を持つセンターの機能を十分に活かし、これらの問題に総合的に対応できるよう相談支援体制の充実を図ります。また、身近な相談機関である保健所においても、相談拠点である県長崎こども・女性・障害者支援センターや市町、相談支援事業所等との連携を図り、本人及び家族等への適切な指導、相談、社会復帰の支援につなげる体制づくりを行います。

(3)医療における質の向上と連携の促進

ギャンブル等依存症患者が地域で適切な医療を受けられるよう、「依存症治療拠点機関」及び、地域において依存症治療を行う「専門医療機関」を中心とした、依存症診療ネットワーク体制の強化を図り、ギャンブル等依存症に関連する問題への早期介入を含め、相談機関や関係機関及び医療機関との連携を促進します。

(4)ギャンブル等依存症である者が円滑に回復及び社会復帰するための社会づくり

ギャンブル等依存症である者の回復及び社会復帰が円滑に進むよう、社会全体でギャンブル等依存症並びにその回復及び社会復帰についての理解を促進します。

(5)長崎県依存症対策ネットワーク協議会を中心とした切れ目ない支援体制の構築

地域においてギャンブル等依存症の発生予防から相談・回復支援まで切れ目ない支援体制を構築するため、当事者や家族等の支援に重要な役割を果たしている自助グループをはじめ、関係機関・事業者と連携した取組を推進します。

(6)大学等と連携した調査研究の実施

多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題や他の精神疾患、経済・雇用問題、家庭問題などギャンブル等依存症が背景となっている問題について、大学等とともに実態把握等を行い、必要な施策の取組を推進します。